

広報誌 多賀城NOW「交流広場」掲載基準

令和5年7月18日

総務部地域コミュニティ課広報広聴係

1 目的

- (1) この基準は、広報誌 多賀城NOWの「交流広場」（以下「交流広場」という。）に掲載する基準を定めるものである。
- (2) 交流広場は、各種団体等が広く市民を対象として開催する催事案内、市内で活動しているサークルの会員募集や参加者募集等を掲載する情報交流コーナーとする。

2 申込み

- (1) 交流広場への掲載希望者は、多賀城NOW「交流広場」掲載申込書（別紙様式、以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、掲載希望月の前々月の20日（休日等の場合は、その前の開庁日）までに地域コミュニティ課あてに直接、FAX又はメールで申込みものとする。
- (2) 交流広場はPDF版として市ホームページで公開するものとし、申込者はこのことを了承した上で申込みものとする。

3 掲載できないもの

- (1) 営利を目的とするもの、広告活動にあたるもの
- (2) 公の秩序に反するもの、政治・宗教にあたるもの
- (3) 個人の宣伝に当たるもの
- (4) 会員のみを対象とした催事等、対象者が限られるもの
- (5) 掲載希望月の10日までに開催されるもの又は申込みが必要なもの
- (6) その他行政広報の公共性、公益性を損なう恐れがあり、掲載が適切でない地域コミュニティ課が判断したもの

4 その他

- (1) 同一条件での掲載とするため、次の事項は省略し、表記等は多賀城NOWで使用するルールを適用するものとする。
 - ア 催事名でイベント内容が分かる場合の内容
 - イ 催事名や団体の名称で対象が分かる場合の対象
 - ウ その他、掲載枠を超えないように掲載文量を抑えるに当たり、記載不要と認められるもの
- (2) 掲載に当たっては市の責任校了とし、原稿の確認は行わないものとする。
- (3) 掲載枠を超える申込みがあった場合、次のとおり掲載を優先する記事を決定し、取扱うこととする。
 - ア 市内で開催されるもの
 - イ 前月号に掲載していないもの
 - ウ 申込書を地域コミュニティ課で収受した日が早いもの
 - エ 対象者に制限がないもの
- (4) 誌面に掲載する問合せ先は、電話・メールのいずれかとする。